



国民健康保険の手続きについて

- 国民健康保険資格の取得、喪失、変更は届出が必要です。
- 保険証の切り替えが済んでいない状態で病院を受診すると、健康保険証(以下、保険証という)が提示できないため全額自己負担の可能性があります。下記のような場合は、14日以内に届出をお願いします。
- 届出には個人番号(マイナンバー)の記入が必要です。
※本人確認できる書類とは顔写真つきのマイナンバーカードや運転免許証などです。

取得届

● うるま市に転入してきたとき



(必要なもの)
本人確認できる書類、転入前の市区町村の転出証明書

● 職場の健康保険をぬけたとき ● 職場の健康保険の扶養からはずれたとき



(必要なもの)
本人確認できる書類、
社会保険資格
喪失証明書

● 子どもが生まれたとき



(必要なもの)
本人確認できる書類、
保険証、
分娩費用明細書、
世帯主の通帳

喪失届

● うるま市から転出するとき



(必要なもの)
本人確認できる書類、保険証

● 職場の健康保険に加入したとき ● 職場の健康保険の被扶養者になったとき



(必要なもの)
本人確認できる書類、
国保と職場の保険証

● 亡くなったとき



(必要なもの)
本人確認できる書類、
保険証、喪主の通帳、
葬祭を行った人の氏名が
確認できるもの(お悔やみ欄など)

変更届

● うるま市内で転居したとき ● 世帯主や氏名が変わったとき



(必要なもの)
本人確認できる書類、保険証

● 世帯主に扶養される者が、大学 進学等修学のためうるま市から 転出するとき

合格



(必要なもの)
本人確認できる書類、
保険証、学生証等

● 介護保険施設や障がい者支援 施設に入所のためうるま市から 転出するとき



(必要なもの)
本人確認できる書類、
保険証、入所証明書等



マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01

より良い医療が可能に!



初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

POINT 02

手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!



限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除される場合があります。

このステッカーが目印!



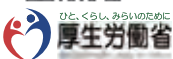
※利用するにはマイナポータルなどで申し込みが必要です。

※マイナンバーカードが保険証として利用できる医療機関・薬局については、厚生労働省のホームページまたは国民健康保険課にお問い合わせください。

国民健康保険課

☎973-3202

☎989-5347



事前に登録するだけで利用できます!

詳しくは

マイナポータル

